

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和1年6月14日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 西尾市横手町川東新田17番地1 氏 名 株式会社 ニノミヤ 代表取締役 二宮英樹 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0563-35-0551	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 ニノミヤ
事業場の所在地	西尾市横手町川東新田17番地1
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	金属製品製造業
②事業の規模	4,504百万円
③従業員数	95名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	鑄造 砂混練 溶 解(電気炉溶解) 造 型 注 湯 解 枠 回収(製品・砂) → 鉋さい(鑄物砂) ⇒ 再生利用 ショットブラスト ※自ら処理はしていない(全量委託)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
【管理体制図】 役 員 会 環境管理責任者(産業廃棄物管理責任者) I S O (環境)委員会 業務管理部(産業廃棄物管理担当・産業廃棄物処理責任者) —— 取引先企業			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①・現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	—
	排 出 量	9,796 t	t
	（これまでに実施した取組） 工程改善による鋳造工程内での回収再利用率の向上 及び 排出量の低減		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	—
	排 出 量	9,750 t	t
	（今後実施する予定の取組） 更なる設備対策や工程改善による鋳造工程内での回収再利用率の向上 及び 排出量の低減に取り組む。 ※生産量(受注量)の変動による増減あり		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず、木くず、プラスチック、ビニール等、再生可能な品目の分別徹底		
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 生活系廃棄物(生ゴミ、新聞等の一般廃棄物)と製造工程から排出される廃棄物との分別徹底		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①・現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①・現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①・現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①・現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鋳さい	—
	全 処 理 委 託 量	9,796 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	9,796 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	電気炉操業化による排出量の低減 及び 工程改善による鑄造工程内での回収、再利用率の向上		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	—
	全 処 理 委 託 量	9,750 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	9,750 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・設備 及び 工程改善 等による、鑄造工程内での回収、 再利用率の向上 及び 排出量低減活動の継続 ・設備対策や工程(原材料等の見直し)改善活動の継続 ※生産量(受注量)の変動による増減あり		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。